

○国有財産法第14条第1号の規定に基づく財務大臣との協議手続き等について

〔昭和43年4月26日〕
〔蔵国有第681号〕

改正 昭和43年12月27日蔵理第3150号
同 45年 5月20日 同 第2147号
平成 5年12月28日 同 第5037号
同 12年 12月26日 同 第4612号
同 19年 1月22日財理第244-2号
令和元年 7月 5日 同 第2378号
同 3年 3月19日 同 第 951号
大蔵省国有財産局長から財務局長宛

標記のことについて、別紙のとおり各省各庁官房会計課長あて通達したから通知する。

別 紙

国有財産法第14条第1号の規定に基づく財務大臣との協議手続き等について

〔昭和43年4月26日〕
〔蔵国有第681号〕

大蔵省国有財産局長から各省各庁官房会計課長宛

行政財産とする目的で土地又は建物を取得しようとする場合における国有財産法（昭和23年法律第73号）第14条第1号の規定に基づく財務大臣との協議手続き等については、下記によることとしましたので、通知します。

おつて、昭和27年4月14日付蔵管第1832号「国有財産法第14条第1項第1号に規定する協議について」は廃止します。

記

1 協議を行なう者

(1) 国有財産法（以下「法」という。）第14条第1号に該当する事案についての協議は、次の各号の区分に従い、それぞれ当該各号に掲げる者が行なう。

イ 官公庁施設の建設等に関する法律（昭和26年法律第181号）第2条第3項に規定する合同庁舎及びその敷地の取得（交換及び寄付によるものを除く。）にかかる協議 国土交通大臣（部局等の長を含む。）

（注） 交換又は寄付により取得するものにかかる協議については、法第5条の2の規定に基づき財務大臣が指定する各省各庁の長（部局等の長を含む。）又は昭和

43 年 8 月 27 日付蔵理第 1676 号「合同庁舎の管理者の指定等について」の規定に基づき財務局長等が決定する「予定管理部局等の長」若しくは「予定管理者」が行なう。

ロ 各省各庁が当該省庁に属する 2 以上の地方支分部局等を集約するための建物（以下「総合庁舎」という。）及びその敷地の取得にかかる協議 当該各省各庁の長（部局等の長を含む。）

ハ 合同庁舎及び総合庁舎以外の建物又は土地の取得にかかる協議 当該財産を管理することとなる各省各庁の長（部局等の長を含む。）

(2) 上記(1)のロに規定する総合庁舎の場合において、部局等の長が協議を行なう場合には、各省各庁の長はあらかじめ当該総合庁舎を管理することとなる部局等の長を定め、財務大臣に通知するものとする。

2 協議の基準となる面積の取扱い

法第 14 条第 1 号の規定に基づく協議を行なう場合において、基準となる面積等の取扱いは、次によるものとする。

(1) 同一年度内に数次わたつて又は 2 年度以上にわたつて同一口座に属することとなる土地を取得しようとする場合において、協議の要否の基準となる国有財産法施行令（昭和 23 年政令第 246 号。以下「令」という。）第 11 条第 1 号に規定する面積及び協議先を決める基準となる国有財産総括事務処理規則（昭和 29 年大蔵省訓令第 5 号。以下「事務処理規則」という。）第 22 条に規定する面積の取扱いは、当該取得しようとする土地の全体計画が確定しているものについては、現に取得しようとする土地の面積によらないで将来取得しようとする土地をも含めた総面積をもつて決定する。

ただし、法第 14 条第 1 号の規定に基づく協議は、現に取得しようとする部分について行なうものとし、この場合には参考として参考として全体計画を協議書に付記するものとする。

(2) 同一年度において同一口座に属することとなる 2 棟以上の建物を取得しようとする場合における令第 11 条第 1 号及び事務処理規則第 22 条に規定する面積の取扱いは、当該 2 棟以上の建物の合計延べ面積をもつて決定するものとする。

3 継続工事により建物を取得する場合の取扱い

(1) 国庫債務負担行為又は継続費（これらによらないで、単年度ごとの歳出予算により 2 年度以上にわたつて建物の新築又は増築（以下「新築等」という。）を行なう事案であつて、工事に着手する年度において全体計画の確定しているものを含む。）により 2 年度以上にわたり新築等を行なう場合には、工事に着手する年度において、全体計画について協議を行なうものとし、第 2 年度以降においては、当該各年度分の新築等の計画の概要及び予算額を別紙様式 1 により協議を行なつた者に通知するものとする。

(2) 上記(1)により、協議がととのつたのちに、その建設位置を変更（同一口座内で土地の利用関係を変動しない程度に建設個所を一部移動する場合を除く。）するとき又は延べ面積を 2 割以上変更する必要が生じたときは、あらためて協議を行なうものとする。

(3) 上記(1)に定める場合において、協議の要否の基準となる令第 11 条第 1 号に規定する面積及び協議先を決める基準となる事務処理規則第 22 条に規定する面積の取扱いは、当該全体計画の面積によるものとする。

4 書面等の作成・通知の方法

(1) 電子ファイルによる作成

本通達に基づき、作成を行う書面等（書面その他文字、図形その他の人の知覚によつ

て認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。)については、電子ファイルにより作成を行うことができる。

(2) 電子メール等による通知

- ① 本通達に基づく通知の手続については、電子メール等の方法により行うことができる。
- ② 上記①の方法により通知を行うときは、電子ファイルをもって行うものとする。

別紙様式 1

新築等継続事案の建設実施状況報告表

(省庁名) _____

部局等名	用途及び 所在地	取得 区分	予算 区分	当初 年度	全体計画			前年度までの実施内容			本年度計画			翌年度以降計画			備考
					構造 種目	数量	金額	支出 科目	金額	工事内容	支出 科目	金額	工事内容	年度	金額	工事内容	
							円		円			円			円		

作成要領

- 1 この報告表は、行政財産とする目的で建物の新築等の工事を継続費等により2年以上にわたり実施している事案（ただし、工事が2年度以上にわたるもののうち、歳出予算の繰越しにかかるものは除く。）について作成する。
- 2 「取得区分」欄には、新築又は増築の別を記入する。
- 3 「予算区分」欄には、国庫債務負担行為、継続費又はその他（国庫債務負担行為又は継続費によらないで、単年度ごとの歳出予算により2年度以上にわたり新築等を行なう場合をいう。）の別を記入する。
- 4 「当初年度」欄には、当該新築等の工事に着手した年度を記入する。
- 5 「数量」欄には、上段に建面積を、下段に延面積をそれぞれ記入する。この場合、増築にかかるものについては、備考欄に増築前の数量を記入する。

6 「金額」欄には次の区分により、それぞれ記入する。

(1) 全体計画の「金額」欄には、国庫債務負担行為又は継続費にかかるものについては、国庫債務負担行為の限度額又は継続費の総額を、その他のものについては予算総額をそれぞれ記入する。

(2) 前年度までの実施内容の「金額」欄には、支出済額（歳出予算の繰越決定額を含む。）の累計額を記入する。

(3) 本年度計画額の「金額」欄には、当該年度の歳出予算額を記入する。

(4) 翌年度以降計画の「金額」欄には、継続費にかかるものについては、翌年度以降の年割額を、国庫債務負担行為にかかるものについては、歳出予算計上見込額を、その他のものについては、予定金額をそれぞれ年度別に記入する。

7 「工事内容」欄には、たとえば基礎工事、く体工事、内装工事等工事の内容を簡記する。この場合「前年度までの実施内容」及び「翌年度以降計画」の「工事内容」欄には、各年度別に区分して工事内容又は工事計画を記入するものとする。

8 用紙の規格は、日本産業規格A列4番とする。